

塩素系洗剤や消毒剤等と

(次亜塩素酸ナトリウム等含有)

酸系の誤混合に注意しましょう

有毒な塩素ガスが発生し、大変危険です！！

洗剤や消毒剤等を取扱う際に、**塩素系(次亜塩素酸ナトリウム等含有)**と**酸系(酸性のもの)**を誤って混合したことによる塩素ガス中毒事故が後を絶ちません。

塩素ガスを吸引した場合、咳、頭痛、吐き気、めまい、息苦しさ、咽頭痛といった症状が現れ、重症化すると死亡に至ることもあります。使用にあたっては、製品の安全データシート(SDS)を確認し、適切に取り扱いましょう。

なお、「**次亜塩素酸ナトリウム**」は、現在「**皮膚等障害化学物質等**」該当する物質ですが、**令和9年4月1日から、「リスクアセスメント対象物」に該当し、SDSの交付・周知、ラベル表示、リスクアセスメントの実施、化学物質管理者の選任、保護具着用管理責任者の選任が義務となることに留意してください。**

塩素系洗剤を小分けした例



酸性洗剤を小分けした例



- ・容器の色や形を区別するなどの見分けがつくようにしましょう
- ・小分けした容器にもラベルを貼りましょう

ラベル記載事項

- ①名称
- ②人体に及ぼす作用
- ③貯蔵又は取扱い上の注意
- ④譲渡、提供者の氏名(法人の場合は法人名)、住所、電話番号
- ⑤JIS Z7253に定める絵表示(※)

※絵表示とはJISに定められた表示です



事事故例として最も多いのは「**小分けして使用する際に容器を間違えて混合してしまった**」というものです。間違えた原因として「**容器が似ていた**」や「**内容物の表示が無かった**」等が挙げられています。



神奈川県内で発生した塩素ガス中毒による休業災害

番号	発生年月	業種 事業場規模	発生概要
1	令和6年 2月	化学工業 300人～	液化塩素製造設備の通常運転を行うための準備作業中、塩素を気化する設備に塩素を充填していたところ、バルブ操作をしていた労働者が塩素臭を感じ、救急搬送された。（作業員1人が休業災害、同じ室内の1名が不休災害）
2	令和7年 7月	その他の事業 10人～29名	汚染水を汲み上げてろ過する際に使用する次亜塩素酸ナトリウムの貯蔵タンクに当該補充液を補充する際、誤って塩化第二鉄の補充液を加えたことにより発生した塩素ガスを吸引し、作業員1名が休業災害となった。
3	令和8年 4月	社会福祉施設 50人～99人	プール用ろ過ポンプ機械室内において、プールの消毒に使用する塩素剤（水で希釈したもの）を、誤って凝集剤が入ったタンクに投入した結果、塩素ガスを発生した。それを吸入した作業員1名が休業災害となった。

チェックリスト

洗剤や消毒剤などの化学物質を適切に取り扱うために、以下の項目について取り組み状況を確認しましょう。

☐	取扱う洗剤や消毒剤のSDSは入手して関係労働者に周知していますか
☐	取扱う洗剤や消毒剤のリスクアセスメントは実施していますか
☐	リスクアセスメントの結果に基づいた作業環境改善措置は講じていますか
☐	洗剤や、消毒剤を容器に小分けにしたときに、当該容器にラベルを貼り付けていますか
☐	表示したラベルが剥がれていたり、見えにくくなったりしていませんか
☐	複数の洗剤を使用する場合、小分けする容器は形状や色を変更する等、労働者が取り違えないような措置を講じていますか
☐	取扱う洗剤や消毒剤の使用上の注意事項（危険性、有害性を含む）を作業手順書に盛り込んでいますか
☐	作業手順書の内容や事業場で取扱っている洗剤や消毒剤に関して労働者に労働衛生教育を実施していますか
☐	リスクアセスメント対象物を使用する場合に、化学物質管理者を選任し、当該管理者に、SDS関係、リスクアセスメントの実施、衛生教育の実施等、取り扱う化学物質の管理を行わせていますか
☐	化学物質管理者を選任した事業場でリスクアセスメントの結果、保護具を使用することとなった場合、保護具着用管理責任者を選任していますか
☐	皮膚等障害化学物質等に該当する化学物質を労働者に使用させるときは、不浸透性の保護衣、保護手袋、履物又は保護眼鏡等適切な保護具を使用させていますか。
☐	化学物質の取扱いやリスクアセスメントの実施について衛生委員会や労働者の意見を聴く機会等を活用して審議していますか

各種支援事業（無料相談支援）

新たな化学物質管理でお悩みのときは、無料支援サービスの活用をご検討ください！

● 化学物質管理の専門家
派遣無料支援サービス



● 化学物質管理の無料
相談窓口



詳細は神奈川産業保健総合支援センター
へお問い合わせください。

詳細は(株)テクノヒルへお問い合わせください。
（※厚生労働省委託事業）